

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が継続することが予想され、電力会社から節電要請のあった場合や、政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において、以下の 2 段階の対応を行います。

1 第 1 段階

(1) 状況

厳しい需給状況（予備率が 5 % を下回る）の継続が予想され、電力会社から節電要請があるとき

(2) 県の対応

（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1 上げます（28 29 ）。

（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を 1 下げます（19 18 ）。

1 台を除き、エレベータを停止します。

照明を 1 / 2 とします。

2 第 2 段階

(1) 状況

政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令され、非常に厳しい需給状況（予備率が 3 % を下回る）が継続することが予想されるとき

大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されます。

(2) 県の対応

空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。

照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。

該当する市町へ情報提供します。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあっては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあっては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。